議事日程（教育民生常任委員会）　令和８年９月８日　午前９時開会

日程第１　会議録署名委員の指名

日程第２　付託議案の審査について

議案第３０号　令和８年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第２号)（所管部分）

議案第３１号　令和８年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第３４号　木曽岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３５号　木曽岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３６号　木曽岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３７号　令和７年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定について（所管部分）

議案第３９号　令和７年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第４０号　令和７年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第４１号　令和７年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員（６名）

委員長	鎌田鷹介	副委員長	後藤紀子
	黒宮武史		波多野光雄
	加藤眞人		伊藤好博

欠席委員（０名）

委員外出席議員（１名）

議　長　　服部芙二夫

議場出席説明者

町　　長	三輪一雅	副　町　長	森　清秀
教　育　長	伊藤芳彦	教育課長	村上　強

住民課長	伊藤正典	福祉課長	黒田和弘
子ども・健康課長	佐藤信恵	教育課長補佐	竹嶋慎明
教育課長補佐	諸戸勝己	ふれあいの里所長	松本　大

事務局出席職員

書記	事務局長　伊藤雅人	議会事務局	龍本佳奈

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

午前　９時　０分開会

○委員長（鎌田鷹介議員）　皆様、おはようございます。

本日は、教育民生常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様には、何かとご多用のなか、ご出席を賜りありがとうございます。

また、三輪町長はじめ、執行部の皆様にもご出席いただき、ありがとうございます。

本日の教育民生常任委員会は、令和８年第３回定例会で付託されました９議案を審査する重要な委員会でございます。

議案審査には慎重審査をいただきますとともに、委員会運営にあたりまして、皆様のご協力の程よろしくお願い申しあげます。

本日の委員会の出席委員数は、６名です。

よって、委員会条例第１４条の規定により、定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開会いたします。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第２７条の規定により、書記には、伊藤議会事務局長を指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の資料のとおりです。

日程第１　会議録署名委員の指名

○委員長（鎌田鷹介議員）　日程第１、「会議録署名委員の指名」を行います。

本日の会議録署名委員は、加藤眞人委員、伊藤好博委員を指名します。

それでは、本日の議案審議に入ります。

はじめに三輪町長に、議事日程の説明を求めます。

○町長（三輪一雅町長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　三輪町長。

○町長（三輪一雅町長）　皆様おはようございます。

本日は、教育民生常任委員会ということで、委員の皆様方には早朝よりご多用のところご出席を賜りありがとうございます。

本日の審議内容といたしましては、今期定例会初日に上程させていただきました議案のうち所管部分の９議案でございますが、今年度の補正予算、条例改正案、令和７年度の決

算、合わせて９議案をご審議いただくこととなっております。

いずれも重要な議案でございますので慎重審議をお願い申し上げまして、私からのごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田鷹介議員）　ありがとうございました。

それでは、日程に従い、会議を進めます。

日程第２　付託議案の審査について

○委員長（鎌田鷹介議員）　日程第２、「付託議案の審査について」を議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第３０号、令和８年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第２号）の所管部分、議案第３１号、令和８年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第１号）、議案第３４号、木曽岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第３５号、木曽岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第３６号、木曽岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第３７号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分、議案第３９号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第４０号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第４１号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての９議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法につきましては、先に１件ごとに全議案を審査することとし、その後、討論、採決についても１件ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　ありがとうございます。

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審査に入ります。

はじめに、議案第３０号、「令和８年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第２号）」の所管部分を、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○福祉課長（黒田和弘課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　黒田福祉課長。

○福祉課長（黒田和弘課長）　議案第３０号、「令和８年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第２号）」の所管部分のご説明をさせていただきます。

まず、福祉課の所管部分でございます。

事業名、障がい者福祉費で補正予算額１，７５１万５，０００円でございます。

障がい者自立支援給付費の国庫負担金や三重県障がい者自立支援給付費などの前年度の実績に伴う精算により生じた返還金を追加するものでございます。

福祉課所管部分のご説明は以上でございます。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　続きまして、子ども・健康課所管部分について説明させていただきます。

事業名、子育て支援事業では、補正予算額５５万６，０００円でございます。相談支援員報償費を追加補正させていただくものでございます。

事業名、こども園運営費では、補正予算額４３３万６，０００円を減額するものでございます。会計年度任用職員の採用に伴い、派遣保育士１名分を保育業務委託料について減額するものでございます。

事業名、維持管理費では、補正予算額３７２万６，０００円でございます。こども園の改修工事のための設計業務委託に係る費用を追加補正させていただくものでございます。

事業名、保健施設費では、補正予算額３１６万１，０００円でございます。保健センター改修工事のための設計業務委託に係る費用を追加補正させていただくものでございます。

子ども・健康課所管部分の説明は以上でございます。

○教育課長（村上強課長）　続きまして、教育課所管部分について説明させていただきます。

事業名、教育総務経費では、県補助金として部活動の地域展開等スタートアップ補助金充当による財源振替を行っております。対象となる事業費は、指導者の報償費、保険料と、休日部活動地域移行準備委員会委員報酬であり、事業費計８４８，０００円について補助率２分の１でございます。

続いて、事業名、森林環境教育事業です。中学１年生の長野県木祖村との交流事業ですが、事業完了による精査により８万８，０００円の減額でございます。内訳は、役務費の傷害保険料で２，０００円の減、使用料及び賃借料の通行料で４，０００円の減、また、施設利用料で８万２，０００円の減となります。また、歳入内訳でございますが、団体支出金、木曽三川水源地域対策基金助成金を受け入れております。事業完了により助成金額６２５，０１３円を見込み、財源振替を行っております。

事業名、文化資料館費では、補正予算額７，１９１万９，０００円の増額でございます。平成２年６月に竣工した文化資料館は老朽化が進み、雨漏りのほかタイル壁面の剥落も発生し通行人へのケガなども懸念される状況となってきたことから令和７年８月から休館しております。このため改修工事を行うため工事費及び工事監督支援業務の委託料を増額するものでございます。財源内訳として、ふるさと応援寄付金基金繰入金より７，０００万円を繰入します。

事業名、木曽川グラウンド経費では、補正予算額２６４万７，０００円の増額でございます。木曽川グラウンドでは野球場が２面あり、そのうち１面の第１球場については令和７年度工事

において固定式バックネットから転倒式バックネットに更新しました。残り１面である第２球場は転倒式のバックネットですが、支柱埋込部分が経年劣化もあり転倒することができないためこのたび更新工事を実施します。木曽川グラウンドは国土交通省より占用許可を得て使用しているグラウンドであり、６月２日の台風６号において高潮時が想定されますので転倒を試みましたところ転倒できませんでしたので更新を行います。

続いて、小学校費となります。

事業名、学校維持管理経費では、補正予算額２５万６，０００円の増額でございます。小学校から町体育館への通路には波板ポリカの屋根がありますが破損により雨漏れが生じておりますので交換修繕を行います。また、ガス警報器を年内に取り替える必要がありますので、ガス警報器７台の取替を行います。

事業名、学校管理経費では、予算額の変更はございませんが、夢とふれあい教育基金利子額の見込に基づき財源振替を行っております。

続いて、中学校費となります。

事業名、学校維持管理経費では、補正予算額２，３０８万１，０００円の増額でございます。小学校費と同様に、ガス警報器を取り替える必要がありますので、ガス警報器１４台の取替を行います。また、中学校では受変電設備について、中部電気保安協会よる定期点検の結果、緊急性を要する指摘を受けましたことから、受変電設備を更新します。また、県補助金として部活動の地域展開スタートアップ補助金充当による財源振替を行っております。

事業名、学校管理経費では、予算額に変更はございませんが、夢とふれあい教育基金利子額の見込に基づき財源振替を行っております。

教育課所管部分につきましては、以上でございます。

また、議案第３０号、令和８年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第２号）についてのご説明でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員）　事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方は、ご発言ください。

なお、質疑の回数は一議題につき、１人３回までとなっておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ご発言される方は、手を挙げられ委員長の許可に基づき発言されますよう、よろしくお願いいたします。

質疑よろしいでしょうか。

○副委員長（後藤紀子議員）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　後藤副委員長。

○副委員長（後藤紀子議員）　歳出予算書（事業説明）２０ページ、子育て支援事業、相談支援員の報償費がありますが、もともと相談員の方はいらっしゃらなかったのですか。１人から２人に増やしたのであればわかりますが、そうでなければ補正前の当初の予算で

入れるべきと思いましたので確認したいです。

歳出予算書（事業説明）４３ページ、文化資料館費ですが、この文化資料館は残すことが決まっていましたか。残すことが決まっていないのに危ないから防水保護をするのか説明をお願いします。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　佐藤子ども・健康課長。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　先ほどの相談支援の件でございますが、子育て支援事業としましては、正規職員の保育士１名がおりますので、現在臨時で保育士をお願いしているのですが、主は母子保健事業の訪問支援を行ってもらっております。

ただし昨年度、出生がやや多く、２４名出生のうち８名が外国籍のお子様で訪問支援や各事業に出てこられた際に、なかなか正規職員の保育士、保健師等だけでは対応しきれないため、改めて臨時の保育士に追加で来ていただきたいため補正を上げさせていただくものでございます。

以上です。

○教育課長（村上強課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　村上教育課長。

○教育課長（村上強課長）　事業名、文化資料館費でございますが、令和７年度において改修工事を行う場合の実施設計を行いました。その結果から検討を重ねたところ、中に保存しております展示物につきまして、今後も引き続き現建物での展示をしていきたいということから、このたびの補正予算で改修工事費の計上をさせていただいております。

○副委員長（後藤紀子議員）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　後藤副委員長。

○副委員長（後藤紀子議員）　ありがとうございます。

文化資料館費ですが、そのまま残してこれからも展示を続けて一般の方にも公開し続けるということでいいですか。

○教育課長（村上強課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　村上教育課長。

○教育課長（村上強課長）　文化資料館につきましては、これまで日曜日の開館を行っておりましたが、改修工事後も日曜日開館することで、広く文化資料館を見ていただけるように開いていきたいと思っております。

○副委員長（後藤紀子議員）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　後藤副委員長。

後藤委員３回目の質問です。

○副委員長（後藤紀子議員）　はい。最後に質問させていただきます。

日曜日だけでこれからも続けていかれる。それ以上は考えてらっしゃらないということ

でしょうか。

○教育課長（村上強課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　村上教育課長。

○教育課長（村上強課長）　１週間の中で１番日曜日が、皆さんが来館しやすい曜日だと思われますので、日曜日１回のみの開館を今後も続けていきたいと思っております。

○委員長（鎌田鷹介議員）　他にご質疑よろしいでしょうか。

○委員（黒宮武史議員）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　黒宮委員。

○委員（黒宮武史議員）　歳出予算書（事業説明）４３ページ、文化資料館費ですが、先ほどの説明で７，０００万円をかけて、日曜日のみの開館。以前の説明でここは解体する話もありませんでしたか。解体費用が９，０００万円ぐらいかかることや展示資料も一旦小学校などに移動するというお話だったと思います。まだ残すことが決まっていない状態で７，０００万円かけて改修すると、解体の話は多分なくなりますよね。

文化資料館に空調はありますか。エアコンがないのであれば空調設備を入れたりすると、さらに莫大な金額が必要ではないかと思いますがその点について教えてください。

○教育課長（村上強課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　村上教育課長。

○教育課長（村上強課長）　町では実施設計が終わった後、文化資料館の考え方について存続または展示物を他の場所に移設しての解体を検討してまいりました。

その中で、議員の皆様方にも解体の工事費用についてご案内させていただきながら検討してまいりましたが、この度の９月定例会におきまして、文化資料館を存続していきたいということから、予算要求させていただいております。

ご質問の中にありました、空調は文化資料館にございません。このたびの改修工事費も屋根及び外壁、照明のＬＥＤ化等を中心とした改修工事費であり、空調は含まれておりません。ちなみに空調の費用でございますが、試算しましたところ１，２００万円ほど必要であることがわかりました。

改修工事後でございますが、その都度、夏の来館者の状況も見ながら場合によっては、夏に限っては臨時休館することも必要ではないかと考えておりますが、現時点では空調のない形での改修工事を計画しております。

以上でございます。

○委員（黒宮武史議員）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　黒宮委員。

○委員（黒宮武史議員）　私はこれだけの予算をかけるのにとりあえず修理改修するのが納得いかない面もあります。解体するにしろ、修理して存続させるにしろ、もう少し議論する時間が必要ではないかと思います。今の説明ですと、日曜日のみの開館で年４８日、

年間約１００人程度の来館者ということでした。文化資料館に費用対効果を考えてはいけないと思いますが、かける費用に対してのメリットはあるのか。この点についてはいかがなものかと思いますので、今一度考え直していただけないでしょうか。

○教育課長（村上強課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　村上教育課長。

○教育課長（村上強課長）　この度要求させていただいた費用でございますが、補正理由のとおりでございます。

改修工事により、現在の建物を２５年から３０年、今後使用が可能と考えております。途中にメンテナンス工事は必要かとは思いますが、大きな費用としては、この７，２００万円の事業費で２５年から３０年使用できると思います。長く使用できることから、このたびの費用も必要な経費として考えているところでございます。

○委員（黒宮武史議員）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　黒宮委員。

○委員（黒宮武史議員）　２５年から３０年後とのことですが、その後は何かプランはあるのですか。

○教育課長（村上強課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　村上教育課長。

○教育課長（村上強課長）　現時点においては、その後のことは考えがございませんが、木曽岬町の歴史を語る展示物として必要な展示場所を広い視点で考えながら、残すことを考えていく必要があると思っております。

○委員長（鎌田鷹介議員）　他にご質疑よろしいでしょうか。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第３１号、「令和８年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉課長（黒田和弘課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　黒田福祉課長。

○福祉課長（黒田和弘課長）　議案第３１号、令和８年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第１号）でございます。

令和８年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条第１項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，８１０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億６，４５０万

円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第１表でございます。

まず、歳入でございますが、１款、介護保険料から９款繰越金までの４つの款の４つの項において、歳出におきましては、５款、基金積立金から８款予備費までの３つの款の３つの項において、それぞれ４，８１０万円を追加し、補正後の予算額を７億６，４５０万円とするものでございます。

歳入の本算定に伴います介護保険料についてご説明させていただきます。１款１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料では３６万９，０００円を減額し、補正後の予算額を１億７，８５５万１，０００円とするものでございます。

被保険者の前年度所得の確定に伴います本算定により補正をさせていただくものでございまして、特別徴収分で４１８万９，０００円を減額し、普通徴収分で３８２万円を追加するものでございます。

次に、歳出につきましては、歳出予算書の事業説明にてご説明させていただきます。

事業名、介護給付費準備基金積立金では、補正予算額２，０００万円でございます。前年度繰越金が確定したことに伴います剰余金について積み立てを行うものでございます。

事業名、償還金では、補正予算額２，２９８万２，０００円でございます。前年度の国・県支出金や支払基金交付金、一般会計繰入金の精算に伴います返還金を追加するもので、補正理由欄に記載のとおりでございます。

事業名、予備費では、予算調整のため、５１１万８，０００円を追加させていただくものでございます。

以上が議案第３１号、令和８年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第１号）のご説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田鷹介議員）　事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方はご発言ください。

質疑よろしいでしょうか。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第３４号、「木曽岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　佐藤子ども・健康課長。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　それでは、議案第３４号「木曽岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

木曽岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案理由といたしまして、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものである。

本条例の一部を改正するには、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

この度の改正は、これまで小規模保育事業は、満３歳未満の乳幼児を対象に実施されてきましたが、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、満３歳以上限定小規模保育事業の整備等を行うもので、児童福祉法など上位法令の改正に伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表にて説明させていただきます。左が現行、右が改正案でございます。

５行目の第２条第６号をご覧ください。現行の第２条第６号中の下線部分の「小規模保育事業」を「満３歳以上等小規模保育事業」に改め、同号に第２項を加え、第１１号に第２項から第４項を加えるものでございます。

続いて新旧対照表の２ページ、第６条第２項の「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項の「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く）」に改めるものでございます。

続きまして、第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改めるものでございます。以降の同様の修正についての説明は、省かせていただきます。

また、第３７条第３項では、新事業の特性に合わせた定員設定を行うため、事業所ごとに「満３歳以上」の児童に係る利用定員を定める規定を追加するものでございます。同じく下から２行目の第３９条第３項では、利用希望者が定員を超える場合、保育の必要性の高い子どもが優先的に利用できるよう、公平な方法で選考する規定を設けるものでございます。

上から５行目の、第４２条第８項では、通常の小規模保育事業では原則として義務付けられている「連携施設」の確保に関する例外規定を追加するものでございます。

中段、第５１条の２では、特別利用地域型保育を行う場合の特例給付や、遵守すべき認可基準及び算定方法についての規定を追加するものでございます。

ページを戻りまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでござ

います。

説明は以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員）　事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方はご発言ください。

質疑はよろしいでしょうか。

○委員（波多野光雄議員）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　波多野委員。

○委員（波多野光雄議員）　全般の内容についてですが、条例の一部改正はどのようなタイミングで改正されるのか、法律によるものなのか。運用の利便性等を教えていただけませんか。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　佐藤子ども・健康課長。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　こちらにつきましては、児童福祉法の改正によるもので法律改正がございますとそれに付随して関連の町条例について改正が必要となりますので、その段階で上げさせていただきます。今回についてはその段階で上げさせていただいたものでございます。

○委員長（鎌田鷹介議員）　よろしいでしょうか。

○委員（波多野光雄議員）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　波多野委員。

○委員（波多野光雄議員）　運用の利便性についてはどうですか。改正することによって利便性が向上する内容になっているのですか。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　佐藤子ども・健康課長。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　法律改正の内容や当町の条例の内容によりまして、もちろん利便性も向上していくものも多くございます。

今回については、国のモデル的に行っていた満３歳以上の小規模事業に関して、それを全国的に広めていくということで、その年齢層の幅が３歳未満児から３歳以上児についても入れることになりましたので、改正しております。

ただし、町についての条例はございますが、現時点でこの小規模施設に当たるものはございません。

○委員長（鎌田鷹介議員）　よろしいでしょうか。

○委員（波多野光雄議員）　ありがとうございました。

○委員長（鎌田鷹介議員）　他によろしいでしょうか。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第３５号、「木曽岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　佐藤子ども・健康課長。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　それでは、次に議案第３５号、「木曽岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

木曽岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案理由といたしまして、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行及び、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律の制定に伴い、本条例の一部を改正するものである。

本条例の一部を改正するには、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

この度の改正についてでございますが、先ほどと同様、「満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、満３歳以上限定小規模保育事業の整備等を行うもの」に加え、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律の制定に伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表にてご説明します。左が現行、右が改正案でございます。

第６条中事項の次に、法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業(以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という)を行う事業者(以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という)にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項)」を加え、同条第３号中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等(満３歳以上限定小規模保育事業者を除く)」に改めるものでございます。

第１３条につきましては、現行を削除し、改正案のとおり改めるものでございます。内容としましては、「家庭的保育事業者が、児童対象性暴力防止等を防止するための措置に関する必要な規定を新たに整備するもの」でございます。

本ページ下部、第２９条第３項では、保育所等における専門的支援の推進のため、看護師等の保育士みなし特例について、下から４行目の「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師（以下看護師等）」という）に変更すると共に、第４項に「特定理学療法士等を１人に限り保育士とみなすことを可能とする特例規定」を、第５項に「保育士による支援を受けることができる体制の確保」についての規定を新たに設けるものでございます。

第３１条第３項につきましても、「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、第４項及び第５項の２項を加えるものでございます。

第４４条並びに第４７条につきましても、同様の改正のため、詳細な説明は省かせていただき

ます。第４８条第１項中、上から１０行目、「同条第４号中「次号」とあるのは「第４８条において準用する第２８条第５号」とする」を削除し、附則、第３条中「第６条本文」を「第６条第１項」に改め、（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育の職員配置に係る特例）についての見出し及び、第６条から第９条までの４条を加えるものでございます。

ページを戻りまして、この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第１３条の改正規定は、令和８年１２月２５日から施行するものでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員）　事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方はご発言ください。

質疑よろしいでしょうか。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第３６号、「木曽岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　佐藤子ども・健康課長。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　それでは、議案第３６号、「木曽岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

木曽岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

提案理由といたしまして、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律の制定に伴い、本条例の一部を改正するものである。

本条例の制定については、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について」、学校設置者等民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律など、上位法令の改正に伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表にてご説明します。左が現行、右が改正案でございます。

第１３条の２において、「乳児等通園支援事業者は、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が義務付けられることから、運営に関する基準について、従事者に係る犯罪事実確認やその他必要な措置を講じなければならない旨の規定」を新たに追加するものでございます。

附則でございますが、この条例は、令和８年１２月２５日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員）　事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方はご発言ください。

質疑よろしいでしょうか。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第３７号、「令和７年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定について」の所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典課長）　それでは議案第３７号、「令和７年度一般会計歳入歳出決算認定について」所管別に説明をさせていただきます。

まず、住民課所管分でございます。

事業名、国民健康保険特別会計繰出金、決算額５，２６５万６，９３６円でございます。実績欄の主なものにつきましては、国民健康保険財政基盤安定繰出金は、保険料の軽減等を、国民健康保険未就学児等均等割保険料負担金繰出金は、均等割保険料の減額分を、町特別会計事務費繰出金は、人件費や事務費を、国民健康保険事業費助成繰出金は、保険事業に対するものでございます。特定財源は国・県の補助金を受け入れているものでございます。

続きまして、事業名、後期高齢者医療特別会計繰出金、決算額１億６９４万５，６１５円でございます。後期高齢者医療広域連合療養給付費繰出金は、医療給付費の１２分の１の額を、後期高齢者医療広域連合保険基盤安定繰出金は保険料の軽減相当額を、後期高齢者医療広域連合共通経費繰出金の算出は均等割１０％、人口割が４５％、高齢者割が４５％の割合の額を、町特別会計事務費繰出金は事務費相当額でございます。特定財源は県補助金を受入れるものでございます。

続きまして、事業名、狂犬病予防対策事業、決算額３４万２，４８３円でございます。実績欄の主なものにつきましては、畜犬や猫の避妊等の手術補助金の総数は２９件の補助でございました。

続きまして、事業名、火葬場運営事業、決算額４０１万７，７４０円でございます。火葬の執行にかかる年間委託料のほか、空調設備の設置工事を行ったものでございます。

続きまして、事業名、家庭用新エネルギー等普及支援事業、決算額１６０万円でございます。三重県太陽光発電設備等設置補助金は県が実施する補助金で太陽光パネルや蓄電池に関し２件の交付決定をしたものでございます。

続きまして、し尿処理費、決算額、５５５万９,３６４円でございます。桑名・員弁広域連合構成自治体負担金は、搬入実績により一般会計が２３％。下水道事業会計が７７％の負担でございました。

続きまして、事業名、一般ごみ収集処理事業、決算額、９,４９５万９,４９８円でございます。実績欄の主なものは、ごみ処理投棄委託料は年間委託分で、令和７年度の一般会計からの収集ごみは１,１６３トンで対前年度３.３％の増となりました。ごみ減量化設備購入補助金は、電気式の生ごみ処理機が６件、生ゴミ処理槽が１件の補助でございます。

続きまして、事業名、資源ごみ収集処理事業、決算額８３８万４２７円でございます。実績欄で主なものは、資源ごみ回収事業地区報奨金は、３６団体への活動報奨金、資源ごみ回収団体育成助成金は、子ども会２団体、一般が１団体の活動助成金でございます。特定財源は三重県市町振興協会市町村交付金、資源ごみの売り払い手数料を受け入れているものでございます。

続きまして、事業名、環境衛生費、決算額６５万４,３６０円でございます。環境審議会の委員報酬、電気自動車のリース料、桑名・員弁広域連合構成自治体の分担金は均等割が５０％、人数割が５０％による負担でございます。

住民課所管部の説明は、以上でございます。

○福祉課長（黒田和弘課長）　続きまして、福祉課所管部分でございます。

事業名、社会福祉総務費では、決算額２,９６１万５,８０５円でございます。町社会福祉協議会やシルバー人材センターへの補助金のほか、戦没者追悼式に要した経費など、実績欄に記載のとおりでございます。

事業名、生活困窮者就労準備支援等事業では、決算額６９１万５,０００円でございます。生活困窮者やその家族などの支援のため、国の補助金を活用して、身近な相談窓口を設置し、相談支援体制の機能強化を図るための木曽岬町社会福祉協議会への委託料及び民生委員、児童委員活動の省力化とＩＣＴ化を図るための補助金で、実績欄に記載のとおりでございます。

事業名、老人福祉費では、決算額９０５万９,４１６円でございます。介護保険事業運営委員会の委員報酬や、９５歳、１００歳を迎えられた方の長寿者褒賞に要する経費のほか、老人緊急通報システム、在宅介護支援センターの業務委託料など実績欄に記載のとおりでございます。なお、前年度決算額に比べまして、５３０万円ほど増額の決算となっておりますが、実績欄にも記載がございますとおり、計画策定業務に係る経費や、調査員支援システムの導入に係る介護保険特別会計への繰出金によるものでございます。

次に、事業名、介護保険特別会計繰出金では、決算額１億１５８万３,７１０円でございます。介護保険事業の適正な運営のための介護保険特別会計への繰出金で、介護給付費繰出金のほか、実績欄に記載のとおりでございます。なお、このうち、介護保険低所得者保険料繰出金につきましては、特定財源欄に記載のとおり、国・県からの負担金を財源とし

ております。

事業名、障がい者福祉費では、決算額３，８７８万５，８９０円でございます。町独自事業でございます、心身障がい者福祉年金や重度身体障がい者等福祉制度補助金のほか、相談支援業務に係る経費など、その内容は実績欄に記載のとおりで、特定財源として国・県からの地域生活支援事業費補助金などを財源としております。なお、前年度決算額に比べまして、６３０万円ほどの増額決算となっておりますが、実績欄にも記載がございますとおり、計画策定業務に係る経費や過年度の補助金返還金によるものでございます。

次に、事業名、障がい者自立支援給付費では、１億１，７２９万１，４５３円でございます。特定財源欄に記載の国・県からの負担金を財源として行う障がい者の介護給付や訓練給付などの自立支援給付費で、その内容は、実績欄に記載のとおりでございます。

事業名、定額減税補足給付金では、決算額２，１２５万４，１３２円でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に所得税及び住民税から定額減税し切れないと見込まれた方に対しまして、１人当たり最大４万円を給付した事業で、給付金のほか、電算委託料など実績欄に記載のとおりでございます。

事業名、物価高騰支援事業では、決算額１，７３７万７，８９６円でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に住民税非課税世帯に３万円を支給するもので、給付金のほか、電算委託料など実績欄に記載のとおりでございます。

福祉課所管部分のご説明は、以上でございます。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　続きまして、子ども・健康課所管部分でございます。

事業名、福祉医療事業、決算額４，３５８万３，３０８円でございます。主なものは扶助費で、総額は３，９６７万８，０９７円となり、その内容は実績欄に記載のとおりでございます。昨年度と比較し約１５０万円の減額となりました。障がい者医療費、６５歳以上重度障がい者医療費、一人親家庭医療費については減少しておりますが、子ども医療費については増加しております。なお、特定財源として、障がい者医療費補助金など、記載の補助金を財源としております。

事業名、子育て支援事業では、決算額１，３５９万５，０４６円でございます。子どものための教育・保育給付費国庫負担金や施設型給付費・地域型保育給付費などを財源として、町外の保育・教育施設の利用に係る町負担分の支出が主なもので、実績欄に記載のとおりでございます。また、令和７年９月より、在宅育児支援事業を新たに開始しております。

事業名、児童手当及び子ども手当事業では、決算額１億１０３万２，７９０円でございます。６１６名分の児童手当や、制度改正に伴うシステム改修費など、実績欄に記載のとおりで、国・県からの児童手当負担金などを財源としております。

事業名、維持管理費では、決算額２，００１万４，３７０円でございます。こども園施設の維持管理費で、光熱水費や施設修繕に要した費用で、令和６年度空調設備更新工事請負費のほか、防犯カメラの設置工事費など、実績欄に記載のとおりでございます。

事業名、子育て応援特別手当事業では、決算額１，４５７万１７２円でございます。国の経済対策で、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、０歳から１８歳までの子ども６５７名に支給した、物価高対応子育て応援手当給付金のほか、システム改修に係る費用でございます。

なお、国からの物価高対応子育て応援手当事業費補助金を財源としております。

事業名、子育て世帯臨時特例給付金事業では、決算額２９５万５，５２０円でございます。令和７年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に、物価高の影響を受けた子育て世帯の支援を行うため、未就学児１４７名を対象に、町が独自に子ども１人につき２万円の給付を行った費用でございます。

事業名、保健衛生総務費では、決算額６４９万６７５円でございます。海南病院の施設整備や救命救急センターの運営のための補助金が主なもので、その他実績欄に記載のとおりでございます。

事業名、予防費では、決算額１，７６９万２，７８４円でございます。予防接種補助金を財源に実施した各種予防接種に要した費用で、詳細は実績欄に記載のとおりでございます。

なお、令和７年１０月より「高齢者帯状疱疹ワクチン予防接種」を新たに実施しております。

事業名、母子保健衛生事業費では、決算額５４９万９，１７７円でございます。妊婦や乳児の健康診査に要した費用など、その内容は実績欄に記載のとおりでございます。

事業名、出産・子育て応援事業では、決算額３３７万１，３３３円でございます。国・県からの交付金を財源に実施した妊婦のための支援給付金の支給に要した費用で、１回目は（妊娠時に）２７名に、２回目は（出生時に）２４名に給付を行ったもので、その他、実績欄に記載のとおりでございます。

事業名、健康増進事業費では、決算額７５０万６７２円でございます。健康増進事業補助金を財源に、健康増進のための各種教室の開催経費のほか、令和７年度及び８年度の２か年で策定予定の計画策定委託料や健康カレンダーの作成費用など、実績欄に記載のとおりでございます。

事業名、がん検診事業費では、決算額５０３万９４３円でございます。がん検診負担金などを財源に実施した各種がん検診に要した費用で、主な内容は実績欄に記載のとおりでございます。

子ども・健康課所管部分の説明は、以上です。

○教育課長（村上強課長）　続きまして、教育課所管部分でございます。

事業名、夢とふれあい教育基金事業では、決算額４３９万円でございます。夢とふれあい教育基金を特定財源として実施する就学奨励金貸与事業において、貸与者４名分に対し奨学金１６８万円を貸し付け、貸付金の返還者７名分の返還金１７１万円と、教育寄付金１００万円を積み立てしております。

事業名、学校教育経費では、決算額２，０７５万４，７０９円でございます。学校の授業以外での小学生の自主学習として、保護者の協力を得ながら実施している、土曜チャレンジスクールの経費や、統合型校務支援システムの導入経費、ＧＩＧＡスクール推進事業における通信設備やタブレット端末の保守管理経費、学校司書を配置する学校図書室管理業務や小学生の下校時安全監視員の経費など、その内容は実績欄に記載のとおりでございます。また、特定財源として土曜チャレンジスクール等講師謝礼金に対する補助金として、学校支援地域本部推進事業補助金を受け入れております。

事業名、文化振興諸経費では、決算額２４８万３，４００円でございます。町の文化振興のため活動している文化協会への補助金のほか、教育委員会が主催する文化イベントの開催の経費であり、その内容は実績欄に記載のとおりでございます。

事業名、放課後子ども教室推進事業は、決算額１３３万６，６７１円でございます。小学生の居場所づくりとして、主に土曜日に北部公民館で実施するホリデー教室の経費を計上しており、講師謝礼金や教室の材料費など、その内容は実績欄に記載のとおりでございます。この事業につきましては、県支出金の放課後子ども教室推進事業補助金を財源しているほか、公民館教室学級負担金の歳入がございます。

事業名、文化資料館費では、決算額４２１万８，３５７円でございます。文化資料館の維持管理に係る経費で、屋上防水及び外壁改修工事設計業務委託のほか、その内容は実績欄に記載のとおりでございます。

事業名、図書館費では、決算額１，３６０万３２円でございます。町立図書館の運営に係る経費であり、運営委託料やシステム借上料のほか、その内容は実績欄に記載のとおりでございます。財源受入の図書館事業負担金は、司書体験会参加者保険料の受け入れでございます。一般寄付金４万９，７１１円は、名港海運株式会社様からの図書購入費寄贈の受け入れでございます。

事業名、体育振興経費では、決算額６４５万５，７１６円でございます。町民の皆様に健康な毎日を過ごしていただくため、町が実施するスポーツ系講座の開講経費や、うまし国三重市町対抗駅伝に出場するための運営委託料、体育協会をはじめとする各種スポーツ団体への補助金など、その内容は実績欄に記載のとおりでございます。町民体育祭がグラウンドコンディション不良のため中止であり、体育協会への補助金が７０万円減での決算となりました。

事業名、町体育館経費では、決算額９，８０６万７，６６７円でございます。町体育館の維持管理費用であり、令和７年度では屋根及び外壁等改修工事を実施しました。工事監督支援業務委託料と改修工事費をあわせ、およそ８，８００万円であり、前年度比およそ８，６８５万円の増となっております。そのほかの内容は実績欄に記載のとおりでございます。施設の使用料歳入がございます。

事業名、給食センター維持管理経費では、決算額４９４万２，９９１円でございます。学

校給食の安定した実施を図るため、給食センターの維持管理費用であり、その主な内容は、厨房内の清掃業務のほか、実績欄に記載のとおりでございます。給食用コンテナ３台を購入しました。本年１１月に納車される給食配送車において使用することとなっております。

続きまして、小学校費です。

事業名、学校維持管理経費では、決算額６，２８９万７，４２９円でございます。小学校の維持管理費用であり、校舎や遊具の不具合箇所の修繕のほか、実績欄に記載のとおりでございます。ふれあいホール空調設備等更新工事の実施設計業務及び取替工事、音楽室ほか２教室の空調機取替工事を行っております。また、熱中症対策として、冷凍庫８台と製氷機１台を新規購入しております。

事業名、教材整備費では、決算額１７８万３，２６０円でございます。授業で必要な教材の購入経費が主なもので、その内容は実績欄に記載のとおりでございます。備品購入費では、屋外で使用するワイヤレスアンプ、体育で使用するグラスバー、なわ飛び練習台を購入しました。なお、令和６年度では教科書採択替えに伴い、教師用指導書およそ３０７万円を購入しておりますので、決算額が前年度と比較し減額となっております。

続きまして中学校費です。

事業名、学校維持管理経費では、決算額２，６５９万５，８６７円でございます。中学校の維持管理に係る経費であり、職員室系統空調機取替工事、技術室冷暖房機取替工事のほか、その内容は実績欄に記載のとおりでございます。

事業名、学校管理経費では、決算額、２３３万３，７７３円でございます。関係団体への負担金や修学旅行、部活動などに対する補助金のほか、特別支援教育就学奨励費や準要保護生徒への就学援助であり、その内容は実績欄に記載のとおりであります。なお、特別支援教育就学奨励費については、国庫支出金の特別支援教育就学奨励費補助金を財源としております。

事業名、教材整備費では、決算額４１８万１，９８９円でございます。授業で必要な教材の購入経費が主なもので、その内容は実績欄に記載のとおりでございます。

また、決算額の前年度比較としましておよそ２６７万円の増額決算でございますが、増額理由としましては、令和７年度は中学校教科書の採択替年度であり、これによる教師用指導書、教科書およそ２６２万円の支出がございます。また、財源受け入れの一般寄付金４万９，８４３円については、名港海運株式会社様からの図書購入費寄贈の受け入れでございます。

以上が、教育課所管部分でございます。

また、議案第３７号、令和７年度一般会計歳入歳出決算認定についてのご説明でございます。

よろしくお願いします。

○委員長（鎌田鷹介議員）　事務当局の説明が終わりました。

ここで暫時休憩にいたします。

再開１０時３５分でお願いします。

午前１０時１５分休憩

午前１０時３５分再開

○委員長（鎌田鷹介議員）　休憩を解き委員会に戻します。

事務当局の説明が終わっておりますので、質疑のある方はご発言ください。

○委員（波多野光雄議員）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　波多野委員。

○委員（波多野光雄議員）　議案第３７号の令和７年度の歳入の町民税ですが。

○委員長（鎌田鷹介議員）　町民税は、総務建設常任委員会の所管です。

○委員（波多野光雄議員）　わかりました。

○委員長（鎌田鷹介議員）　よろしいですか。

○委員（波多野光雄議員）　はい。

○委員長（鎌田鷹介議員）　ご質疑よろしいでしょうか。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　質疑もないようですので質疑を終わります。

次に、議案第３９号、「令和７年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典課長）　それでは、議案第３９号、「令和７年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」説明させていただきます。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

令和７年度木曽岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の歳入では、１款、国民健康保険料から９款、諸収入までの９つの款と、それに付随する１３の項で構成されており、その予算額は総額で７億４，９１２万６，０００円、調定額７億９，４４２万４，２７１円に対し、収入済額７億４，１０９万６，８２４円、不納欠損額３３４万９８０円、収入未済額４，９９８万６，４６７円の決算となりました。令和７年度の保険料収納率でございますが、現年度分の収納率は９１．９％、前年度比較で１．３５ポイント減少。また、過年度分の収納率は１２．２２％、前年度比較で３．４６ポイントの減少となりました。不納欠損につきましては、住所抹消や生活保護による執行停止中の時効が１９件、徴収権不履行による時効

が１８件の計３７件でございます。

歳出では、１款、総務費から１０款、予備費までの８つの款とそれに付随する１８の項で構成されており、その予算額は７億４，９１２万６，０００円。歳出済み額は、７億３，７６２万８，４２３円で、不用額は１，１４９万７，５７７円の決算となりました。

なお、令和７年度末の国民健康保険制度の加入者は前年度末より７９人減少し、１，２１４人でございます。歳出の主な内容は、決算の事業説明において説明をさせていただきます。

事業名、一般管理費、決算額、７１８万２２６円でございます。実績欄の主なものは、子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修業務委託料のほか、各種諸用紙、郵送料、電算処理委託料でございます。特定財源は、子ども・子育て支援金制度対応業務にかかる費用を受入れるものでございます。

続きまして、事業名、療養給付費、決算額４億１，５３９万８，３７６円でございます。前年度比較では６６０万円あまり、率にして１．６％の減となりました。

続きまして、事業名、療養費、決算額３１８万４，５９６円でございます。前年度に対して３５万円あまり、率にして１０％の減でございます。

続きまして、事業名、高額療養費、決算額６，１６８万３，６５９円でございます。前年度に対して６４０万円あまり、率にして９．４％の減少でございます。

続きまして、出産育児一時金、決算額２００万円でございます。出産に係る支給の４件分でございます。

続きまして、事業名、葬祭費、決算額３５万円でございます。１件５万円の７件分でございます。

続きまして、事業名、医療給付費分、決算額１億４，７１７万３５１円でございます。前年度に対して６７５万円あまり、４．８％の増額でございます。

事業名、後期高齢者支援金等分、決算額、５，０２３万８，４２９円でございます。前年度に対して１２６万円あまり、２．４％の減額でございます。

続きまして、事業名、介護給付金分、決算額１，９７６万８，６１３円でございます。前年度に対して５５万円あまり、２．８％の増額でございます。

続きまして、事業名、特定健康診査等事業費、決算額９０８万５，００４円でございます。実績欄の主なものは、未受診者対策事業の委託料は、特定健診や特定保健指導の受診率向上に向けた対策を委託したものでございます。特定健康診査の委託料は、集団、個別、人間ドックにより受診を整備しており、令和７年度の受診率は４４．２％で、前年度より４．３ポイント減少しております。

続きまして、事業名、保険給付費等交付金償還金、決算額１，３５５万５，７５０円でございます。令和６年度の保険給付費交付金等の精算により過大となった交付金の返還をするものでございます。

以上が事業説明でございます。

最後、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額７億４，１０９万６，８２４円、歳出総額７億３，７６２万８，４２３円。歳入歳出の差引額が３４６万８，４０１円、翌年度へ繰り越しすべき財源はございませんので、実質収支額は差引額と同額となっております。

以上が、令和７年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田鷹介議員）　事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方はご発言ください。

質疑よろしいでしょうか。

○委員（波多野光雄議員）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　波多野委員。

○委員（波多野光雄議員）　歳入歳出決算書３ページ、国民健康保険料の歳入についてお聞きしたいと思います。不納欠損額の３３４万９８０円、それぞれの件数と理由をお聞きしたいです。

それと、「予算現額と収入済額の比較」がありますが、どのような意味があるのかお答え願いたいと思います。

○住民課長（伊藤正典課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典課長）　不納欠損につきましては、先ほど少し説明させていただきました。住所抹消や生活保護によって執行停止中となったものが１９件でございます。また、徴収不履行で時効が来たものが１８件、計３７件の方に不納欠損させていただいたものでございます。

不納欠損の外国人と日本人別の内訳を説明させていただきます。外国人の方が２５人、金額は１８２万１，３３０円でございます。日本人の方は１２名、１５１万９，６５０円でございます。

理由別の内訳も説明させていただきますと、生活保護が７人、住所抹消者が１１人、出国が１人、その他１８人の内訳でございます。

そのほかに、「予算現額と収入済額との比較」でございますが、これは予算書の予算現額が一番左に額がございます。収入の差引額がこの欄の数字になります。この説明でよろしいでしょうか。

○委員（波多野光雄議員）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　波多野委員。

○委員（波多野光雄議員）　ありがとうございます。

○委員長（鎌田鷹介議員）　質疑よろしいですか。

○委員（波多野光雄議員）　はい。

○委員長（鎌田鷹介議員）　他にご質疑よろしいでしょうか。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第４０号、「令和７年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典課長）　それでは、議案第４０号、「令和７年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」説明をさせていただきます。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

令和７年度木曽岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の歳入では、１款、後期高齢者医療保険料から、６款、国庫支出金までの５つの款とそれに付随する６つの項で構成されており、その予算現額は総額で２億６万３，０００円、調定額２億１０６万９，１０９円に対し、収入済額２億１１１万５，９８９円、収入超過額が４万６，８８０円の決算となりました。

なお、収入超過額は、保険料の未還付が６万４，５１５円となっておりまして、実未納額は１万７，６３５円となります。令和７年度の保険料の収納率でございますが、現年度分の収納率は９９．９８％。前年度比較で０．０１ポイントの増加となりました。

また、過年度分はすべて完納となっております。歳出では、１款、総務費から５款、予備費までの５つの款とそれに付随する６つの項で構成されており、その予算現額は２億６万３，０００円。歳出済額１億９，９５６万４，４８０円で、不用額は４９万８，５２０円の決算となりました。

なお、令和７年度末の後期高齢者医療制度の加入者は前年度末より４９人増加して、１，１７１人でございます。

歳出の主な内容は、歳出決算書の事業説明において説明をさせていただきます。

事業説明でございます。

事業名、一般管理費、決算額２６５万７，２６７円でございます。子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修業務のほか、資格管理などに要する経費でございます。

事業名、賦課徴収費、決算額１２４万６，３１６円でございます。納入通知書の作成、発送に係る経費でございます。

続きまして、後期高齢者医療広域連合納付金、決算額１億９，５６１万９，０００円でございます。納付金の総額は、前年度に対して７万円あまり０．０４％の減額でございます。

なお、令和７年度の医療費総額は８億９，７００万円あまりで、前年度と比較して３．３％減少しております。

以上が事業説明でございます。

続きまして、実質収支に関する調書でございます。歳入総額２億１１１万５，９８９円、歳出総額は１億９，９５６万４，４８０円。歳入歳出差引額１５５万１，５０９円、翌年度へ繰り越しすべき財源はございませんので、実質収支額は差引額と同額となっております。

以上が、令和７年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田鷹介議員）　事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方はご発言ください。

質疑よろしいでしょうか。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第４１号、「令和７年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉課長（黒田和弘課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　黒田福祉課長。

○福祉課長（黒田和弘課長）　続きまして、議案第４１号、「令和７年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

まず、歳入につきましては、１款、介護保険料から、１０款、諸収入までの１０の款とそれに付随する１５の項で構成されており、その予算現額は７億８９０万円、調定額７億２，５９０万４，５１７円で、収入済額は７億２，２８１万９，７５７円、不納欠損額は３６万２，６００円、収入未済額は２７２万２，１６０円となっております。

なお、介護保険料につきましては、不納欠損は１２名分、収入未済額は未納者４７名分で、現年度の収納率は９９．２％でございました。

続きまして、歳出につきましては、１款、総務費から、８款、予備費までの７つの款とそれに付随する１５の項で構成されており、その予算現額は歳入同様７億８９０万円でございます。支出済額は６億６，９３８万２，８４６円で、不用額は３，９５１万７，１５４円となってございます。

続きまして、歳入の詳細につきまして、事業説明書にてご説明させていただきます。

事業名、認定調査費でございますが、決算額５４４万７３６円でございます。介護認定調査に伴います調査員への報酬や主治医意見書の作成手数料、また桑名市と本町で共同設置してございます介護認定審査会への負担金等に要する経費などの支出でございます。その内容につきましては、事業の主な実績欄に記載のとおりでございますが、令和７年度につきましては、介護認定に係る訪問調査の省力化を図るため、調査員支援システムを新たに導入したことによりまして、前年度の決算額に比べて１５０万円ほどの増額の決算となっております。

事業名、保険サービス等諸費では、決算額５億９，６５１万１，１６１円でございます。特定財源欄に記載のとおり、国・県から介護給付費負担金などを財源として、様々な介護給付に係る費用を支出しております。

なお、保険給付費につきましては、支出額全体の９１％を占めておりますが、支出額といたしましては前年度とほぼ同じ水準となってございます。その事業の主な実績でございますが、実績欄の最上段、居宅介護サービス費につきましては、要介護者が指定居宅サービス事業者の行う在宅サービスを受けた場合に要する経費でございまして、その実績額は１億９，８１２万３６２円で、保険サービス等諸費の約３３．２％を占めており、前年度と比べ約８７５万円の減少となっております。

同じ欄３行目でございますが、施設介護サービス給付費につきましては、要介護者が介護老人福祉施設等に入所し、施設サービスを受けたことによる経費でございまして、その実績額は、２億９，８８４万２，９９３円で、保険サービス等諸費の５０．１％を占めており、前年度と比べ約２２６万円の減少となっております。その他、それぞれの給付に係る費用の詳細につきましては、実績欄に記載のとおりでございます。

次に、事業名、介護予防生活支援サービス事業費では、決算額１，３８４万６，９４２円でございます。要支援者等が自立者した日常生活を送ることができるよう様々なサービスの提供に要した費用でございまして、インストラクターの報償費のほか、実績欄に記載のとおりでございます。

この事業の財源につきましては、国・県からの地域支援事業交付金のほか、特定財源欄に記載のとおりの交付金を受けております。

事業名、一般介護予防事業では、決算額１６１万６，５６２円でございます。一般被保険者の各種教室など介護予防事業に要する経費を支出しており、その内容につきましては実績欄に記載のとおりでございます。

こちらの事業につきましても、地域支援事業交付金などの特定財源欄に記載のとおりでございます。

事業名、総合相談事業費では、決算額１，５７０万３，４３０円でございます。地域包括支援センターの業務に要する経費を支出しており、地域包括支援センターの出向職員の人

件費のほか、実績欄に記載のとおりでございます。地域支援事業交付金のほか、記載のとおりの特定財源を受けてございます。

事業名、在宅医療介護連携推進事業費では、決算額５４万５，７８９円でございます。桑名市と共同で事業実施しております桑名市在宅医療介護連携支援センターの負担金が主なもので、国・県からの地域支援事業交付金を財源としております。

事業名、生活支援体制整備事業費では、決算額３２０万５，８１８円でございます。高齢者の生活支援等のサービス体制整備を推進していくことを目的に実施する生活支援コーディネーター事業の木曽岬町社会福祉協議会への委託料で地域支援事業交付金を財源としております。

事業名、介護給付費準備基金積立金では、決算額１，００６万３，９０１円でございます。前年度繰越金の確定に伴う剰余金の準備基金への積み立て及び利子積立金でございます。

以上が事業説明書の説明でございます。

次に実質収支に関する調書でございます。

歳入総額につきましては、７億２，２８１万９，７５７円、歳出総額６億６，９３８万２，８４６円で、歳入歳出差引額は５，３４３万６，９１１円でございました。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額につきましては、歳入歳出差引額と同額の５，３４３万６，９１１円でございます。

議案第４１号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてのご説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田鷹介議員）　事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方はご発言ください。

質疑よろしいでしょうか。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　質疑もないようですので、質疑を終わります。

これまで個別に審査し、質疑をいただき進めてきましたが、最後にこれまで議題としましたすべての議案について、再度質疑がございましたらご発言願います。

○委員（伊藤好博議員）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　伊藤委員。

○委員（伊藤好博議員）　改めて質問させていただきます。

歳出予算書（事業説明）２４ページ、こども園運営費で、会計年度任用職員の予算４３３万６，０００円の減額ですが、保育士１名だと保育に支障が出てきているのか。支障が出たら採用するのか、採用できなかったから減少したのか。その理由をお聞かせください。お願いします。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　委員長。

○委員長（鎌田鷹介議員）　佐藤子ども・健康課長。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）　運営費については、ここにも書かせていただきましたが、今回、会計年度任用職員１名の応募がありまして採用に至りました。派遣会社から保育士の不足人数分を派遣職員で対応していたのですが、そちらを今回採用した会計年度任用職員１名分の委託料に変えて減額させていただくものでございます。そのため会計年度任用職員が１名増になっておりますので、４月当初からの保育士の人数は、何とかやれている状況です。ただし会計年度任用職員１名分がまだ不足しているため、派遣職員を使っている状況にあります。

以上です。

○委員（伊藤好博議員）　ありがとうございました。

○委員長（鎌田鷹介議員）　他にご質疑ございませんか。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論採決に入ります。

はじめに、議案第３０号、「令和８年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第２号）」の所管部分に、討論があります方は、ご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　特に討論がないようですので討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第３０号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　挙手多数です。

よって、議案第３０号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３１号、「令和８年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第１号）」に、討論があります方は、ご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第３１号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第３１号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３４号、「木曽岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」に、討論があります方は、ご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　特に討論がないようですので討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第３４号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者　挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第３４号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３５号、「木曽岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」に討論があります方は、ご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　特に討論がないようですので討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第３５号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第３５号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３６号、「木曽岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」に討論があります方は、ご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　特に討論がないようですので討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第３６号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第３６号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３７号、「令和７年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定について」の所管部分に討論があります方は、ご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　特に討論がないようですので討論者なしと認め、これにて討

論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第３７号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第３７号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３９号、「令和７年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論があります方は、ご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　特に討論がないようですので討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第３９号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　ありがとうございます。挙手全員です。

よって議案第３９号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第４０号、「令和７年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」に討論があります方は、ご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第４０号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　ありがとうございます。挙手全員です。

よって議案第４０号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第４１号、「令和７年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」に討論があります方は、ご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　特に討論がないようですので討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第４１号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　ありがとうございます。挙手全員です。

よって議案第４１号は原案のとおり可決することで決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議で当委員会での議論並びに決定事項に係る委員会報告書の作成並びに委員会報告を私、委員長に一任していただくことでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　ありがとうございます。

異議なしの声がございましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで本委員会に付託されました９議案の審査を終わらせていただきます。

次に、その他の項に移ります。

本委員会の所管事項等で何かございましたらご発言願います。

〔暫くして〕

○委員長（鎌田鷹介議員）　ご発言もないようですので、これにて本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本日の教育民生常任委員会を閉会といたします。

長時間にわたりご審査ありがとうございました。

午前１１時５０分閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

教育民生常任委員会

委 員 長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿